

○愛媛海区漁業調整委員会指示第 128 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県海域において竿つり及び手づり（船舶を使用して行うまきえづりを除く。）により水産動物を採捕する場合について、次のとおり指示する。

令和 4 年 3 月 29 日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 次の区域においては、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（以下「陸岸等」という。）からのまきえづり（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。ただし、漁業権者の同意がある場合は、この限りでない。

陸岸等に隣接する次の第 3 種共同漁業権（以下「第 3 種」という。）の区域

共同漁業の 免許番号	漁場の位置	漁業種類(漁業の名称)
燧共第 51 号	今治市小島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 52 号	今治市小島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 53 号	今治市小島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 54 号	今治市小島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 61 号	今治市波方町大角鼻地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 97 号	越智郡上島町岩城島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 114 号	今治市馬島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 115 号	今治市馬島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 116 号	今治市馬島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 117 号	今治市馬島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 118 号	今治市吉海町中渡島地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
燧共第 127 号	今治市関前小大下島明神地先	第 3 種 (つきいそ漁業)
伊共第 69 号	伊予市地先	第 3 種 (ぼら飼付漁業)
伊共第 114 号	西宇和郡伊方町正野地先	第 3 種 (ぶり、たい、いさき飼付漁業)
宇共第 2 号	西宇和郡伊方町正野地先	第 3 種 (ぶり、たい、いさき飼付漁業)
宇共第 33 号	宇和島市御五神島地先	第 3 種 (ぶり、さわら飼付漁業)

- (2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりを禁止する。

2 指示の有効期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで